

災害時における安否不明者等の氏名等公表
に係るマニュアル

令和6年3月

京都府危機管理部災害対策課

< 目 次 >

1 趣旨	1
2 公表主体	1
3 公表する内容	1
4 公表方法	2
5 公表の流れ	2
(1) 安否不明者（行方不明者を含む）	2
(2) 死者	4
6 その他	6
別表1 「公表基準の対応表」	7
別表2 「災害時における安否不明者（行方不明者を含む）の 氏名等公表フロー」	8
別表3 「災害時における死者の氏名等公表フロー」	9

1 趣旨

本マニュアルは、災害発生時において、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化に資するため、安否不明者（行方不明者を含む）及び死者（以下、「安否不明者等」という。）について、「災害時における安否不明者等の氏名等公表方針」に基づき、府と市町村の役割を明確にし、双方が効率的に事務を遂行できるように氏名等の公表に係る手続を整理したものである。

【定義】

- (1) 「安否不明者」：当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者
- (2) 「行方不明者」：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
- (3) 「死者」：当該災害が原因で死亡した者

【公表基準（別表1：公表基準の対応表のとおり）】

- (1) 安否不明者（行方不明者を含む）

次の条件をすべて満たす場合に公表する。

 - ア 救助活動の効率化・円滑化に資すると認められる場合
 - イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合
 - ウ 家族等の同意が得られた場合

ただし、大規模災害等で家族等の同意を得ることが困難な場合は、家族等の同意を得ずに公表する場合がある。
- (2) 死者

原則非公表とする。

ただし、報道機関から要請があった場合で、次の条件をすべて満たす場合に氏名等を公表する。

 - ア 遺族等の同意がある場合
(遺族等を代表する者からの同意を基本とする。)
 - イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合

2 公表主体

原則として府が公表する。

3 公表する内容

公表する内容は、以下に掲げるものを基本とする。

氏名（ヨミガナ）：住民基本台帳に登載されている氏名（ヨミガナ）とする。

なお、通称名を登録している外国人は、通称名を使用することを基本とする。

住所：原則、市町村名および大字名とする。

年齢：発災時の年齢とする。

【例示】令和〇年〇月〇日に発生した豪雨により土砂災害に巻き込まれた可能性のある方

京都^{キョウト} 太郎^{タロウ} 京都市上京区 50 才
(氏名) (住所) (年齢)

安否情報の連絡は●●市■■課までお願いします。(TEL・FAX・Eメール)

4 公表方法

安否不明者等の氏名等をリスト化し、府政記者クラブへの資料提供及び府ホームページでの掲載により公表する。

5 公表の流れ

(1) 安否不明者（行方不明者を含む）

安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等については、市町村から提供を受けた情報に基づいて府が公表する。

① 公表時期の目標

被災後 72 時間が人命救助に極めて重要な時間帯であることを踏まえ、公表は発災後概ね 48 時間以内を目標（目安）とする。

なお、安否不明者（行方不明者を含む）の特定、公表可否の判断に時間を要する場合は、公表可能な対象者から段階的に公表する。

② 安否不明者（行方不明者を含む）に関する情報の収集・集約

安否不明者（行方不明者を含む）に関する情報については、市町村から提供を受けた情報に基づき、府が安否不明者の情報を収集・集約する。

府警察本部は、警察活動によって得た安否不明者（行方不明者を含む）の情報を府へ提供する。

府は、府警察本部から得られた安否不明者（行方不明者を含む）の情報を、市町村へ提供する。

③ 安否不明者（行方不明者を含む）名簿作成フロー

市町村は、災害発生後、人的被害を把握したときは、発災から 24 時間以内に住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災地域の住民の名簿作成に着手するよう努める。

- ・被災地域を特定し、住民基本台帳から被災地域内のすべての住民をリスト化
- ・被災地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者（避難施設の入所者）の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除
- ・府警本部が把握した安否不明者（行方不明者を含む）の情報との照合
- ・住民基本台帳の閲覧制限（※）のある者は名簿から削除

- ・残った者を安否不明者（行方不明者を含む）として名簿を作成
- ※ 住民基本台帳の閲覧制限とは、配偶者暴力防止法・ストーカー規制法・児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付を制限されていることをいう。

④ 公表に係る家族等の同意確認

市町村は、当該安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等公表について、住民基本台帳閲覧制限の有無の確認に合わせて、家族等の同意確認を行う。

なお、学生や単身赴任者、旅行者等の一時滞在者で、住所が他の市町村にある場合は、住民登録地の市町村に住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認する必要があるため、家族等の同意確認も含め、府が当該市町村と調整を行う。

同意確認を行う家族等は、同居の親族を原則とする。同居の親族と連絡が取れない場合は、二親等以内の血族（※）に確認することとし、同意を確認した際は、その日時、相手方の続柄及び氏名を聞き取る。同意確認を行う相手方は、同意を得るべき家族等の中で代表する1名から取得することを基本とする。

- ※ 配偶者・二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）及び同居の親族をいう。

また、個別の状況により、代表者以外に確認すべき家族等（婚姻関係にない同居人等含む）がいる場合は、必要に応じて同意確認しておくものとする。

ただし、府は、以下のいずれかに該当すると判断できる場合には、人命第一の観点から、その公益性及び緊急性に鑑み、家族等の同意を得ずに安否不明者（行方不明者を含む）の氏名公表を行う。

- ・土砂災害等で不特定多数の家屋が巻き込まれた場合など、安否不明者（行方不明者を含む）が多数発生又は発生することが想定される場合
- ・救助活動を効率化・円滑化するため、安否不明者（行方不明者を含む）を絞り込む必要があると認められる場合

⑤ 公表用名簿の作成・送付

市町村は、上記③、④の確認後、公表用の名簿を作成し、京都府危機管理部災害対策課（saigaitaisaku@pref.kyoto.lg.jp）あてメールで送付する。（※）

なお、その際、市町村で安否情報連絡を受け付ける専用電話やFAX、メールアドレスを設定する。

- ※ 添付ファイル（公表用名簿）にはパスワード設定を行い、パスワードは別メールで送信するなど送付にあたっては個人情報の取扱いに留意すること

と。

⑥ 公表資料の共有、内容確認

府は、公表を行う前に、公表資料を市町村及び府警察本部に共有し、名簿に掲載された者のうち、安否が確認できた者の確認を行うとともに、市町村や警察へのDVやストーカー行為の相談経過の有無など、所在情報を秘匿すべき事情を確認し、該当者があれば公表対象から除外する。

⑦ 公表及び安否情報の収集・集約

府は、市町村から送付された公表用の名簿を府政記者クラブに資料配布するとともに府ホームページに掲載する。氏名等公表の該当市町村においてもホームページで公表（府ホームページへのリンク掲載に代えても差し支えない）を行うとともに、あらかじめ設定した安否情報連絡を受け付ける専用電話等に寄せられた安否情報を収集・集約の上、上記⑤の京都府危機管理部災害対策課あてメールで随時報告する。

⑧ 公表期間

要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化に資するという観点から、公表してから概ね1週間とする。

なお、公表後、安否が確認された者については、公表情報から随時削除する。

（2）死者

死者の氏名等公表については、報道機関からの要請があった場合に市町村からの情報に基づいて府が公表する。

① 死者に関する情報の収集・集約

死者に関する情報については、市町村が収集・集約を行う。

府警察本部は、警察活動によって把握した死亡者、心肺停止者の情報を府へ提供する。また、死体調査、検視等により身元が判明し、災害に起因する死亡と判断された場合には、氏名、住所に加え、発見場所、発見日時、死因等の情報を府へ提供する。

府は、府警本部から得られた死者に関する情報を、住民登録地の市町村へ提供する。

市町村は、警察の死体調査、検視及び身元確認結果を踏まえ、災害が原因で死亡したことの認定を行った上で、住民基本台帳の閲覧制限（※）の有無を確認する。

※ 住民基本台帳の閲覧制限とは、配偶者暴力防止法・ストーカー規制法・児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付を制限されていることをいう。

② 公表に係る遺族の同意確認

市町村は当該死者の住民基本台帳閲覧制限の有無の確認に合わせて、遺族の同意確認を行う。

なお、学生や単身赴任者、旅行者等の一時滞在者で、住所が他の市町村にある場合は、住民登録地の市町村に住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認する必要があるため、家族等の同意確認も含め、府が当該市町村と調整を行う。

同意確認を行う遺族は、同居の親族を原則とする。同居の親族と連絡が取れない場合は、二親等以内の血族（※）に確認することとし、同意を確認した際は、その日時、相手方の続柄及び氏名を聞き取る。同意確認を行う相手方は、同意を得るべき家族等の中で代表する1名から取得することを基本とする。

また、個別の状況により、代表者以外に確認すべき遺族（婚姻関係のない同居人等含む）がいる場合は、必要に応じて同意確認しておくものとする。

※ 配偶者・二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）及び同居の親族をいう。

③ 公表用名簿の作成・送付

市町村は、上記①、②の確認後、公表用の名簿を作成し、京都府危機管理部災害対策課（saigaitaisaku@pref.kyoto.lg.jp）あてメールで送付する。（※）

※ 添付ファイルにはパスワード設定を行い、パスワードは別メールで送信するなど、送付にあたっては個人情報の取扱いに留意すること

④ 公表資料の共有、内容確認

府は、公表を行う前に、公表資料を市町村及び府警察本部に共有し、名簿に掲載された者のうち、DVやストーカー行為の相談経過の有無など、所在情報を秘匿すべき事情を確認し、該当者があれば公表対象から除外する。

⑤ 死者の氏名等公表

府は、市町村から送付された公表用の名簿を府政記者クラブに資料配布するとともに府ホームページに掲載する。

また、市町村においても、ホームページで氏名等情報を掲載することとするが、府ホームページへのリンク掲載に代えても差し支えない。

⑥ 公表期間

原則として、災害発生から3か月以内とする。

6 その他

本マニュアルについては、京都府、市町村、府警本部が連携し、円滑かつ迅速に対応を図るため、必要な手順や方法を示すものであり、市町村毎に独自に定めるマニュアルを拘束するものではない。

【別表1】公表基準の対応表

区 分	救助活動の効率化等に資する	住民基本台帳の閲覧制限(※1)	家族・遺族等の同意	公表・非公表	ただし、大規模災害等で家族等の同意を得ることが困難な場合(※2)
安否不明者 (行方不明者を含む)	○	制限なし	同意	公表	
		制限あり	不同意	非公表	【公表】
死 者		制限なし	同意	公表(※3)	
		制限あり	不同意	非公表	【非公表】 本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため

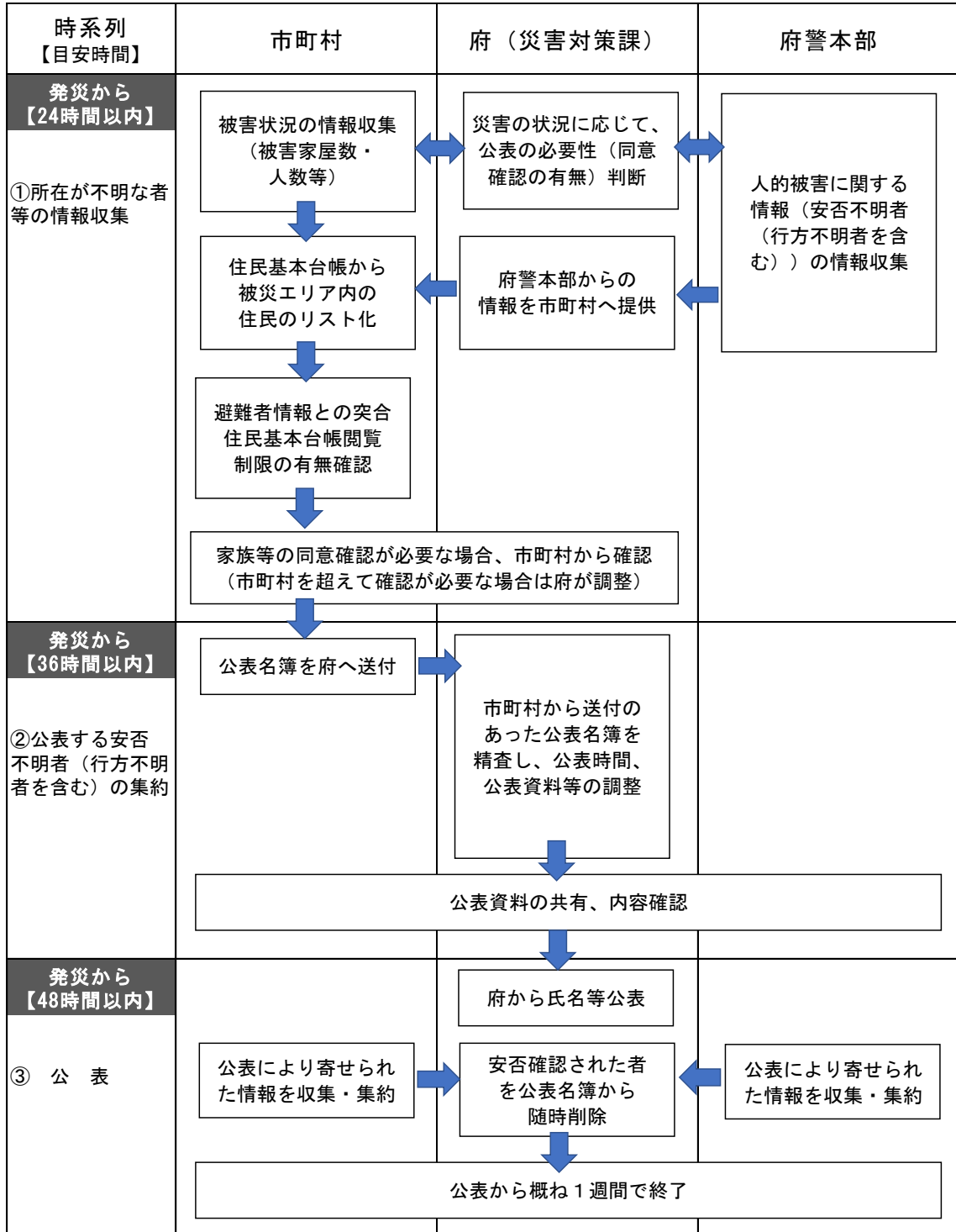
※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しなどの交付を制限されていることをいう。

※2 救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合は、同意がない場合であっても公表する。

※3 報道機関から要請があった場合に限る。

【別表2】

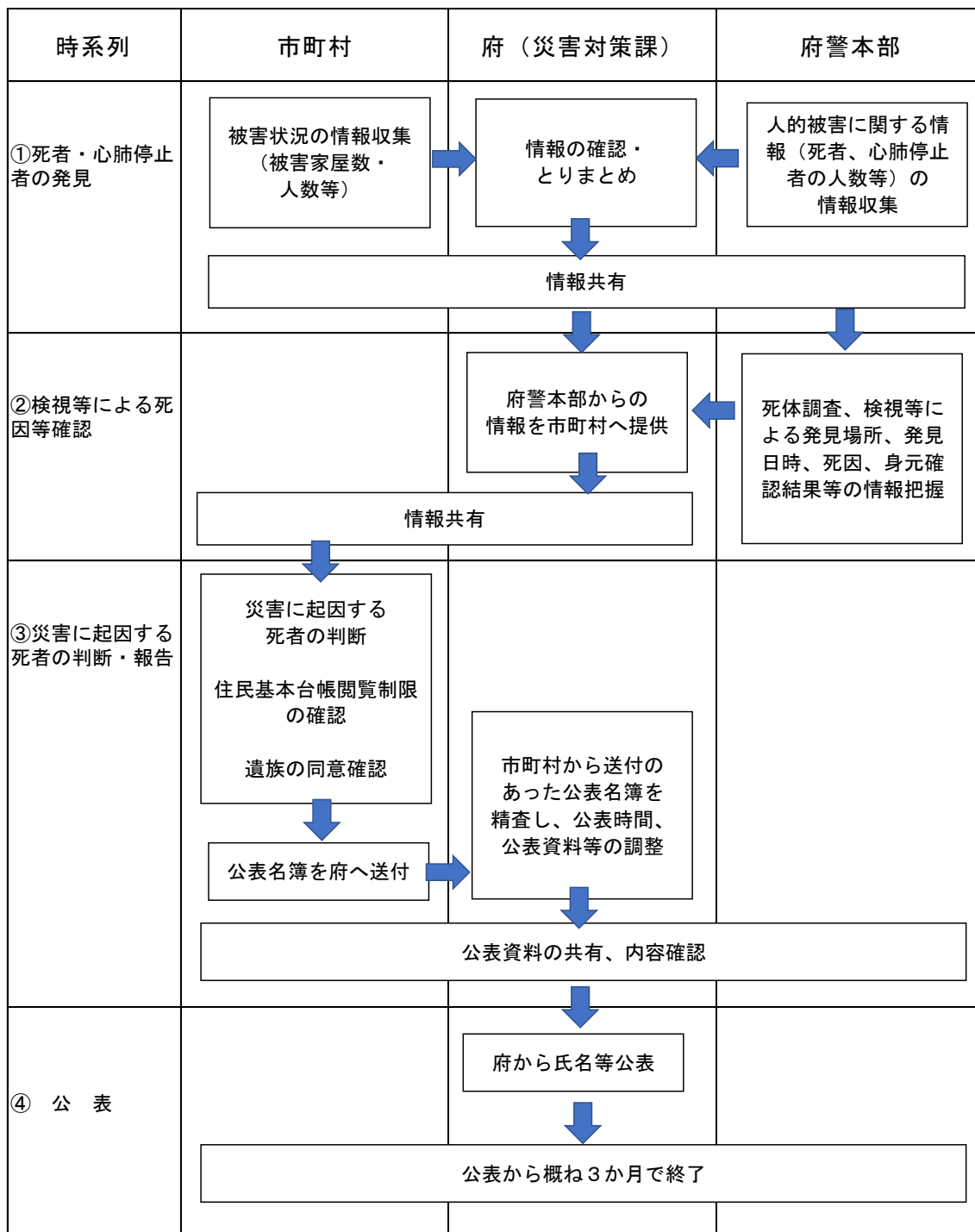
災害時における安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等公表フロー



※府（災害対策課）は、各広域振興局に対し、市町村から協力要請があった場合の調整及び公表資料の共有等を行う。

【別表 3】

災害時における死者の氏名等公表フロー



※府（災害対策課）は、各広域振興局に対し、市町村から協力要請があった場合の調整及び公表資料の共有等を行う。